

## 診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和4年7月29日付.保医発0729第4号.令和4年8月1日適用)、厚生労働省保険局医療課長発通知(令和4年8月24日付.保医発0824第4号.令和4年8月24日適用)及び厚生労働省保険局医療課長発通知(令和4年8月31日付.保医発0831第6号.令和4年9月1日適用)より、下記検査項目の保険点数が新たに収載及び取り扱いが改正されましたのでご案内申し上げます。

謹白

### ◎測定方法が追加された検査項目(令和4年8月1日適用)

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2抗原検出(定量)	560点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)

ア (略)

イ SARS-CoV-2抗原検出(定量)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出(COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し COVID-19の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法(CLEIA)(定量)、電気化学発光免疫測定法(ECLIA)(定量)又は化学発光免疫測定法(CLIA)(定量)による SARS-CoV-2抗原検出(定量)を行った場合に限り、～(略)

※下線部が追加されました。

●弊社受託未定

### ◎適用が追加された検査項目(令和4年8月24日適用)

項目名	保険点数	区分
BRCA1/2遺伝子検査 (血液を検体とするもの)	20,200点	区分番号「D006-18」 悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)

(1) (略)

(2) 「2」血液を検体とするものについては、転移性、再発若しくはHER2陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者、初発の進行卵巣癌患者、治癒切除不能な膵癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群が疑われる乳癌若しくは卵巣癌患者の血液を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。

次ページに続きます



株式会社 **ビー・エム・エル**  
 本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3  
 総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1  
 ☎ 03(6629)7386 FAX 049(232)3132

検査項目検索用  
アプリ B-Book



Google play



Available on the  
App Store



電子カルテはビー・エム・エル



- (3) 「2」血液を検体とするものについて、遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目的として当該検査を実施するに当たっては、厚生労働省がん対策推進総合研究事業研究班作成の「遺伝性乳癌卵巣癌症候群(HBOC)診療の手引き2021年版」を参照すること。なお、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※下線部が変更されました。

●弊社受託未定

◎新たに保険収載された検査項目(令和4年9月1日適用)

項目名	保険点数	区分
Major BCR-ABL1 (mRNA定量) (フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病)	2,520点	区分番号「D006-3」 BCR-ABL1 (遺伝子関連・染色体検査)

(1)・(2) (略)

- (3) フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病の診断補助及び治療効果のモニタリングを目的として測定した場合、「1」2,520点を算定する。Major BCR-ABL1 (mRNA定量)は、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。

●弊社受託開始(2022年9月1日(木)より)

依頼コードNo.13298 Major BCR-ABL 高感度%-ALL

\*詳細はBML Information No.2022-43で別途お知らせしております。

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2・RSウイルス 抗原同時検出(定性)	420点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)

ア SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出(定性)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原及びRSウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、上記の420点を算定する。

ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

イ COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記の点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記の点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出(定性)を実施した場合、本区分の「23」RSウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出(定性)及び SARS-CoV-2 抗原検出(定量)については、別に算定できない。

●弊社受託未定

◎算定上の取扱いが改正された検査項目(令和4年9月1日適用)

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2核酸検出	700点 (検査委託) 700点 (検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2・インフルエンザ 核酸同時検出	700点 (検査委託) 700点 (検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

項目名	保険点数	区分
SARS-CoV-2・RSウイルス 核酸同時検出	700点 (検査委託) 700点 (検査委託以外)	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

ア～(前文略)～

なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従うこと。

イ～オ(略)

※下線部が変更されました。